

三重県後期高齢者医療広域連合標準システムの機器更改に係る コンサルティング業務委託仕様書

1 業務名

三重県後期高齢者医療広域連合標準システムの機器更改に係るコンサルティング業務

2 目的

本仕様書は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)について、平成31年4月に予定されている機器更改に対し、三重県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の標準システムの現状を分析・整理し、情報セキュリティを確保しつつ広域連合及び構成市町で標準システムを構築するための調達仕様書を作成する際の助言等必要な支援を目的としている。なお、標準システムは公益社団法人国民健康保険中央会が開発し仕様を公開しているもので、全国統一のシステムである。

また、数年で広域連合事務局職員の交代が行われる現体制では専門の知識を持つ者が居らず、有効な調達を行うことが困難であるため、十分な知識を有する外部有識者の協力を仰ぎ、今後、適切なシステム調達が可能となるようなノウハウをガイドラインとして残す。

3 業務委託の範囲

(1) 業務実施実行計画書の作成

本委託業務の業務実施実行計画書を作成し、広域連合の承認を得る。

(2) 機器更改に関する方向性の検討支援

- ① 情報資産の調査、分析、整理、作成支援
- ② 次期システム構成の検討支援
- ③ 適切な機器更改スケジュールの検討、作成

(3) 機器更改に関する費用の積算・妥当性検討支援

- ① 機器費用の積算支援、妥当性検討支援
- ② 移行／設置費用の積算支援、妥当性検討支援
- ③ 運用／保守費用の積算支援、妥当性検討支援

(4) 効率的な運用・調達業者選定、構成市町からの要望対応等に関する検討支援

- ① 運用・調達業者選定方法の検討支援及び参考見積の作成
- ② 構成市町からの要望対応(個人情報を取り扱うソフトウェアの提案等)の検討支援
- ③ グループウェア・財務会計システムも含めた運用・調達支援

(5) 仕様書・契約書等機器更改調達等に必要書類一式の作成

(6) 調達に関するガイドラインの作成及び教育研修

4 業務履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

5 成果物の納入期限、納入形態、納入場所及び著作権

(1) 納入期限

本委託業務における成果物の納期は次のとおりとする。ただし、受注者は、事情の変更により次のスケジュールによる業務の履行が困難な場合は、広域連合担当者と協議の上、業務履行期間の範囲内で成果物の納期を変更することができるものとする。

成 果 物	納 期
(1) 業務実施実行計画書	平成29年10月上旬
(2) 情報資産の調査、分析、整理支援記録	平成29年11月中旬
(3) RFI(情報提供依頼書)及びRFP(提案依頼書)案	平成29年11月中旬
(4) 機器更改に関する費用の妥当性の説明書	平成30年 1月下旬
(5) 仕様書・契約書等機器更改調達等に必要書類一式(案)	平成30年 1月下旬
(6) 調達プロジェクト実施計画案	平成30年 2月下旬
(7) 調達ガイドライン案	平成30年 3月上旬
(8) 調達ガイドラインに関する研修実施報告書	平成30年 3月下旬

(2) 納入形態

成果物については、電子媒体(CD-R 又は DVD-R で、当広域連合が指定するもの)1部、及び書面1部による納入とし、電子媒体に保存するファイルは、Microsoft Office 2010 形式とする。

(3) 納品場所

三重県後期高齢者医療広域連合事業課

(4) 著作権

本委託業務の履行により作成された成果物に係る受注者の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下、「著作権等」とする。)は広域連合に帰属、若しくは受注者は広域連合に譲渡することとする。

6 業務の進め方

(1) 作業スケジュールの調整

受注者は、業務開始までに作業の詳細なスケジュール表を作成し、広域連合に提出し、承認を得ること。

(2) 進捗状況の報告

受注者は、本業務の遂行にあたり、定期的(月1回以上)に本委託業務の進捗状況を説明する報告書を作成した上で広域連合担当者と打合わせる会議を開催し、業務の進捗状況等必要事項について報告すること。

7 業務の実施体制等

- (1) 受注者は、国、都道府県、広域連合若しくは人口10万人以上の地方公共団体において、次に掲げる①から③の業務の従事実績を有する従事者を配置すること。また、業務実施実

行計画書に本業務の従事者が、次に掲げる①から③の業務実績を有することを確認できる書類を添付すること。

- ① 標準システム若しくは情報システム調達支援のプロジェクト管理に関する業務
 - ② 標準システム若しくは情報システムの分析に関する支援業務
 - ③ 調達ガイドラインの策定及び教育に関する業務
- (2) 広域連合が、広域連合及び構成市町で行う機器更改に係る会議等の開催（3回以内）において、受注者の出席を求めた場合に説明等の対応が出来ること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義等が生じた場合は、広域連合と受注者の協議により解決を図るものとする。
- (2) 受注者は、本委託業務で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。これについて、業務履行期間終了後も同様とする。
- (3) 本委託業務の受注者は、本委託業務によって作成される仕様書に係る調達手続きには参加できないものとする。

参考資料

1. 当広域連合の現状

- ① 被保険者数 約26万人（平成29年7月末現在）
- ② 構成市町数 29
- ③ 事務局職員数 24人
- ④ システム運用
標準システム賃貸借・運用保守及びバッチ処理
システムベンダーに委託している。
- ⑤ その他の周辺のシステム
 - ア 個人情報のやり取りは、WEBメールというフリーソフトを使用
 - イ 財務会計システムは、IPKNOWLEDGE（富士通製）を使用
 - ウ 市町と普段のメールはWindowsLiveメール及びLGWAN回線メールを使用

2. 当広域におけるシステムの状況

標準システムは、当広域連合とベンダーデータセンター、県下29市町、三重県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という)を結んだネットワークを利用したシステムとなっている。

データの入力・受付は各市町及び広域連合で行っており、バッチ処理に関してはベンダーに委託している。

当広域の業務イメージ図

